

日高地域の用途地域等を指定します

市では、日高地域で中長期的に目指すべき市街地の形成を誘導し、調和のとれた土地利用を実現するため、都市計画法で定める用途地域等の指定を行います。
 《問合せ》都市整備課計画整備係
 ☎ 23-11712

凡 例	
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	特定用途制限地域
	区画整理区域

《用途地域等 凡例》	
第一種住居地域	大規模な店舗、事務所などとの混在を防止しつつ、住居の環境を保護する地域
第二種住居地域	総合支所などの行政施設が集積し、住居の環境も保護する地域
近隣商業地域	徒歩圏の需要に対して、商業活動および業務活動の利便性を増進する必要がある地域
準工業地域	幹線道路沿道において、工業や業務活動などの利便性を増進する地域
特定用途制限地域	用途地域以外の農地部において、特定の建築物の制限を定め、良好な環境を保持する地域

◆日高地域 用途地域等指定の必要性

日高地域のJRR江原駅を中心とする市街地およびその周辺部は、十分な土地利用のルールがないため、秩序ある土地利用がなされていない状況です。

今後、北近畿豊岡自動車道等の完成により、さらに、本地域での無秩序な開発等の進行が予想されます。

◆日高地域とは

また、稲葉川土地区画整理事業区域内の適正な土地利用の誘導を図るため、早急に用途地域等を指定して土地利用のルールを定め、農地を含めた計画的な土地利用を進めることが必要です。

◆用途地域とは

良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などを適正に配置し、機能的な都市活動を保護することを目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率などを規制・誘導する都市計画です。

◆特定用途制限地域とは

用途地域が定められていない土地の区域内で、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域です。

「市民説明会開催のご案内」

用途地域等指定(原案)に対する意見を聴くため、市民説明会を開催します。

▽日時 12月21日(金)午後7時30分()

▽場所 日高文化体育館 2階小ホール(日高町祢布)

環境経済シンポジウムを開催しました

11月22日、環境と経済をともに良くする「環境経済事業」を推進するため、豊岡市環境経済シンポジウムを豊岡市民プラザで開催しました。

シンポジウムでは、「豊岡市環境経済事業」に認定した35事業に認定証を交付したほか、東京都大学教授の涌井史郎さんによる基調講演、認定事業紹介、中貝市長と市内事業者によるパネルディスカッションなどを行い、市内事業者を中心とした約150人が参加しました。

「環境経済事業」とは、環境を良くするビジネスで利益が生まれることで、環境と経済が互いに発展しあう事業のこととをいいます。

今回認定した事業の中でも、製造業に着目すると、売上額は市の製造品出荷額の10パーセントを超え、既に「環境と経済の共鳴」が始まっています。

環境経済認定事業の募集

市では引き続き、環境経済



▲認定書の交付

認定事業の募集を行います。認定された事業は、販路拡大などに関する市の支援を重点的に受けることができます。

▼**対象事業** 利益を追求する事業によって環境を良くするもの(環境創造型農業を除く)
※詳細は、市ホームページを参照

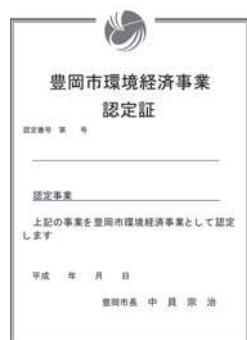
▼**対象者** 市内に事務所を置く事業者(個人を含む)で、市税滞納者、暴力団関係者でない方

▼**支援内容** 各年度の予算で決定

▼**申込方法** 経済課にある申請書類(市ホームページにも掲載)を提出

▼**申込期間** 随時

▼**申込み・問合せ** 経済課 係 23-4480



▲豊岡市環境経済事業認定証



▲会場の様子



▲涌井史郎さんの基調講演

目指そう！特別徴収100パーセント実施

県と県内の全市町が連携して、個人住民税の特別徴収を推進しています。

特別徴収

従業員への給与から個人住民税を天引きし、事業主が従業員に代わって、毎月、市町に納入するものです。

個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さんへ

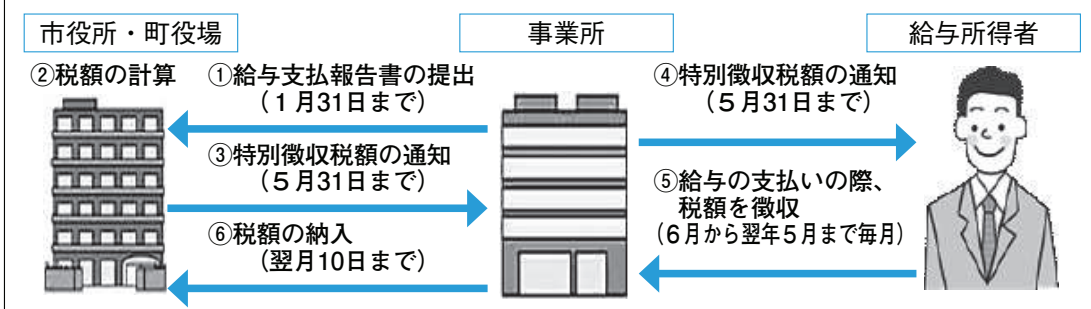
この制度は、地方税法および各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)に義務付けられています。

特別徴収が不要なケースは法令で定められており、事業主の希望で特別徴収を行う・行わないを決めることはできません。

従業員のメリット

- ・ 毎月の給与天引き(年12回払い)になるので、年4回納める普通徴収に比べ、1回当たりの納税額が少ない
- ・ 金融機関に出向く手間が省ける
- ・ 納付忘れを防げる

特別徴収の方法による納税の仕組み



《問合せ》 税務課市民税係
 ☎ 21-9045 または 県税事務所課税第1課
 ☎ 26-3627